

公益財団法人日本陸上競技連盟 宛

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、日本陸上競技連盟の会員登録の手続きを行う権限(会員登録に伴い、日本陸上競技連盟の定める諸規程の遵守の約束及び個人情報の第三者に対する提供への同意をする権限を含みます)を授与します。

代 理 人 一般財団法人佐賀陸上競技協会

氏 名 : 会 長 末 次 康 裕

2 0 2 5 年 月 日

委任者氏名: _____

委任者15歳以下の場合は保護者氏名 _____

公益財団法人日本陸上競技連盟 宛

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、日本陸上競技連盟の会員登録の手続きを行う権限(会員登録に伴い、日本陸上競技連盟の定める諸規程の遵守の約束及び個人情報の第三者に対する提供への同意をする権限を含みます)を授与します。

代 理 人 一般財団法人佐賀陸上競技協会

氏 名 : 会 長 末 次 康 裕

2 0 2 5 年 月 日

委任者氏名: _____

委任者15歳以下の場合は保護者氏名 _____

同意事項

貴連盟が定める登録会員規定を遵守することを約束すると共に、下記のとおり、登録内容並びに競技会への参加及び結果に関する情報(競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を含む、以下「登録情報等」という)が第三者に提供されることに同意します。

記

- 1 会員登録システムの閲覧権限を有する者(都道府県陸上競技協会及びその支部、日本学生陸上競技連合、地区学生陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟陸上競技部、都道府県高等学校体育連盟陸上競技部及びその支部、全国高等学校体育連盟定通制部、都道府県高等学校体育連盟定通制部、日本中学校体育連盟陸上競技部、都道府県中学校体育連盟陸上競技部及び自己が所属する加入団体)に対する登録内容の提供
- 2 国内、EU域内または英国所在の第三者が競技会を開催する場合における競技会の主催者への登録情報等の提供
- 3 競技会を主催し、もしくは主管となり、または第三者が競技会を開催する場合における、貴連盟又は主催者による登録情報等の公表、関係者に対する提供
- 4 貴連盟が学術研究機関等に競技結果及び競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を提供した場合における当該学術研究機関等による当該情報の公表
- 5 登録会員処分規程に基づく登録情報の公表
- 6 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度に基づく処分手続きのために行う同協会に対する登録情報等の提供
- 7 日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供
- 8 日本スポーツ振興センターが運営するナショナルトレーニングセンターの利用または助成金交付の審査及び交付の実施に伴う同センターに対する対象者の登録情報等の提供
- 9 スポーツ庁の所掌事務の範囲内における同庁に対する登録情報等の提供
- 10 ワールド・アスレティック(以下「WA」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注1のとおり)に対する登録情報等の提供、及びWAによる登録情報等の公表
- 11 アスリートインTEGRITYユニット(以下「AIU」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びAIUが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注2のとおり)に対する登録情報等の提供
- 12 世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という、カナダ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWADAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注3のとおり)によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供

注1 : WA(所在国モナコ)

- 同国における個人情報の保護に関する制[モナコにおけるデータ保護はデータ保護機関(CCINN)がデータ保護法および規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。
2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。
2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が更新された。
1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。
- WAが講ずる個人情報保護のための措置: <https://worldathletics.org/privacy-policy>

注2 : AIU(所在国モナコ)

- 同国における個人情報の保護に関する制度:
モナコにおける個人情報の保護に関する法律としてデータ保護法があり、データ保護機関(CCINN)が規制の遵守を監視及び検証する責任を担っている。
2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。
2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が改正された。
1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。
- AIUが講ずる個人情報保護のための措置: <https://www.athleticsintegrity.org/privacy-policy>

注3 : WADA(所在地カナダ)

- 同国における個人情報の保護に関する制[GDPRの十分性認定を受けている。
ご詳細は個人情報保護委員会のサイトをご参照ください。
https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_canada
- WADAが講ずる個人情報保護のための措置: <https://www.wada-ama.org/en/privacy-policy>